

会 則

- 第一条 名称 本会の名称は、「1979 年次稲門会（54 ら会）」（54 ら会：ごじらかい）とする。
- 第二条 目的 本会は、会員相互の親睦と早稲田大学及び校友会の発展に寄与する事を目的とする。
- 第三条 会員 本会の会員は、原則として早稲田大学 1979 年（昭和 54 年）卒業・修了又は 1975 年（昭和 50 年）入学者とする。
- 第四条 役員の数 本会は運営の為、会長 1 名、副会長若干名、幹事長 1 名、事務局長 1 名、会計 1 名、監査 1 名及び数名の常任幹事を置く。
- 第五条 運営 本会の運営は、専ら役員と幹事で幹事会を構成し、本会の諸事項を合議決定する。
- 第六条 総会 本会の総会は、原則として 4 年毎（オリンピック開催年）に開催する。
- 第七条 総会の承認 総会の承認は、総会出席者の過半数をもって行う。
- 第八条 資金 本会の運営の資金は、寄付金と校友会の補助金をもって充当する。
- 第九条 役員等の選任 役員を選任は、原則として幹事会の推薦に基づき行う。
幹事を選任は、幹事会において行う。
- 第十条 役員任期 役員任期は、原則として 4 年とするが、再任を妨げない。
- 第十一条 改廃 本会則の改廃は、幹事会の決議をもって行う。
- 第十二条 事務局 事務局は、会長が指定する場所に置く。
- 第十三条 設立年月日 本会の設立年月日は、2009 年 7 月 11 日とする。
- 第十四条 その他 会員相互の政治及び宗教の勧誘活動並びに営業活動については本会会員として良識をわきまえた言動を心がける事とする。

附則

- ・本会則は、2009 年 7 月 11 日から施行する。

2012 年 7 月 7 日改正

2016 年 7 月 23 日改正